

平成 30 年 11 月 2 日
国 税 庁

岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域内に納税地がある個人の皆様への
消費税及び地方消費税の中間申告書の発送再開のお知らせについて

このたびの平成 30 年 7 月豪雨により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

今回の災害により、次の「対象の地域」に納税地がある方につきましては、平成 30 年 7 月 5 日から平成 30 年 11 月 26 日までに期限が到来する国税の申告・納付等の期限が、平成 30 年 11 月 27 日（火）となりました。

これに伴い、発送を見合わせておりました消費税及び地方消費税の中間申告書の発送を再開させていただくこととなりましたのでお知らせいたします。

○対象の地域

都道府県名	指 定 地 域	(参考) 管轄署
岡 山 県	岡山市（北区・東区）、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町	岡山東、岡山西、西大寺、瀬戸、倉敷、笠岡、高梁
広 島 県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡（府中町・海田町・熊野町・坂町）	海田、呉、竹原、三原、尾道、西条、広島南
山 口 県	岩国市周東町	岩国
愛 媛 県	宇和島市、大洲市、西予市	宇和島、大洲、八幡浜